

平成 21 年度普通交付税の概要

1. 平成 21 年度地方財政対策の概要

平成 21 年度地方財政対策においては、景気後退等に伴い地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込む中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高水準で推移すること等により、財源不足が大幅に拡大するものと見込まれた。

このため、地方財政計画の歳出については、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することを基本として、「基本方針 2006」等に沿って、国の歳出予算と歩を一にして、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費や地方単独事業費の抑制を図ることとする一方、極めて厳しい財政運営を強いられている地方の切実な声を踏まえた地方交付税の増額や地方財政計画の歳入歳出の適切な積み上げに取り組むこととし、「生活防衛のための緊急対策」を踏まえ、雇用創出等のため地方交付税を 1 兆円増額するとともに、地方財政計画の歳出を増額することとした。その概要は次のとおりである。

(1) 「生活防衛のための緊急対策」に基づく地方交付税の「1 兆円」増額

「生活防衛のための緊急対策」に基づき既定の加算とは別枠で地方交付税を 1 兆円増額するとともに、これに合わせて、地方財政計画の歳出に、特別枠「地域雇用創出推進費」を創設するなど、地方公共団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施するために必要な経費として 1 兆円を追加計上している。

「地域雇用創出推進費」は、財政投融资特別会計の金利変動準備金を活用して平成 21 年度及び平成 22 年度にそれぞれ 5,000 億円を計上することとしており、地域の実情に応じて雇用の創出を推進できるよう、地方交付税の算定を通じて雇用情勢や経済・財政状況の厳しい地域に重点的に配分することとしている。

また、地方財源を充実するため、次のとおり地方財政計画の歳入歳出の見直しを行うこととしている。

- ① 「地域の元気回復」に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化のための財源を確保（一般行政費） 1,500 億円程度
- ② 小児・産科医療をはじめ地域医療の中核となる公立病院に対する財政措置の充実など医療・少子化対策の充実（一般行政費・公営企業繰出金） 1,500 億円程度
- ③ 最近の金融情勢を踏まえた地方財政計画上の公債費の償還期限の見直し 2,000 億円程度

(2) 財源不足とその補てん措置

平成 21 年度においては、地方税収入や地方交付税原資となる国税収入が大幅に減少する中、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、公債費が依然として高水準であることや社会保障関係経費の自然増などにより、10 兆 4,664 億円の財源不足が生じることとなった。このため、平成 19 年度に講じた平成 21 年度までの制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）等により、地方負担分については、臨時財政対策債により補てん措置を講じることとするとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしたところである。

前記の考え方にに基づき、平成 21 年度の財源不足額 10 兆 4,664 億円について、以下の補てん措置を講じることとしたところである。

- ① 財源対策債の増発 1 兆 2,900 億円
一般公共事業等の充当率の臨時的引上げ等により建設地方債を増発するもの。
- ② 国の一般会計における加算 7,231 億円

平成 20 年度以前の地方財政対策に基づき地方交付税法の定めるところにより平成 21 年度に加算することとされている額（以下、「既往法定分」という。）を国の一般会計から交付税特別会計へ繰り入れるもの。

上記の既往法定分の内訳は、地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項（平成 19 年度における国から地方公共団体への税源移譲に伴う地方交付税総額の減少影響の緩和措置額）に基づく加算額 1,400 億円及び同条第 3 項（公共事業等臨時特例債の利子負担額等）に基づく加算額 5,831 億円である。

③ 平成 19 年度分の精算の後年度への繰り延べ 4,994 億円

④ 減収補てん特例交付金 500 億円

自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収を補てんするためのもの。

⑤ 臨時財政対策債の発行 5 兆 1,486 億円

地方が負担する臨時財政対策債の元利償還等に係る以下の合算額を補てんするものとして地方財政法第 5 条の特例となる地方債を発行するものである。

ア 平成 13 年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額 1 兆 4,533 億円

イ 地方財政計画歳出の投資的経費（単独）及び一般行政経費（単独）と決算との一体的かい離是正分の一般財源に相当する額のうち次の合算額 8,300 億円

i 平成 17 年度是正分 700 億円（平成 17 年度是正分の一般財源相当額 3,500 億円の 5 分の 1）

ii 平成 18 年度是正分 4,000 億円（平成 18 年度是正分の一般財源相当額 1 兆円の 5 分の 2）

iii 平成 19 年度是正分 3,600 億円（平成 19 年度是正分の一般財源相当額 6,000 億円の 5 分の 3）

なお、前記 i から iii までの一体的かい離是正分については、それぞれ当初の発行年度以降 5 年間で段階的に地方税、地方交付税等の一般財源による措置（財源不足が生じる場合には国と地方が折半して補てん）に移行することとしており、この間において、本来であれば国負担となる分との差額については、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとした。

ウ 地方再生対策費分 1,100 億円

⑥ 国負担分 2 兆 7,553 億円

i 臨時財政対策加算 2 兆 5,553 億円

ii 特別交付金 2,000 億円

恒久的減税による減収を補てんする制度であった減税補てん特例交付金が平成 18 年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として設けられた交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第 4 条第 1 項）を交付するものである。

2. 地方交付税の総額

平成 21 年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れ（いわゆる「入口ベース」）は、国税 5 税の法定率分 11 兆 8,329 億円（平成 18 年度に係る精算額のうち平成 21 年度精算額 3,016 億円並びに平成 9 年度及び 10 年度に係る精算額のうち平成 21 年度精算額 870 億円を減額した後の額）に国の一般会計における加算額 4 兆 2,784 億円（「生活防衛のための緊急対策」に基づく 1 兆円の加算、既往法定分及び臨時財政対策加算）を加えた 16 兆 1,113 億円であり、規定の加算とは別枠で地方交付税を 1 兆円増額したことにより、前年度当初に比べ 9,712 億円、6.4%の増となった。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額（いわゆる「出口ベース」）は、これに交付税特別会計における剰余金等 2,801 億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る利子支払額 5,711 億円を減額した 15 兆 8,202 億円であり、前年度に比べ 4,141 億円、2.7%の増となった。

3. 平成 21 年度補正予算に伴う地方財政対策

政府は、平成 21 年 12 月 15 日に平成 21 年度補正予算（第 2 号）の概算について閣議決定し、平成 22 年 1 月 18 日召集の第 172 回通常国会に提出され、1 月 28 日に成立した。

今回の補正予算においては、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じるところであるが、これに対しては次のとおり地方財政措置を講じることとしている。

(1) 国税の減額補正に伴う地方交付税の減額に対する補てん措置

今回の補正予算においては、平成 21 年度の国税の減収に伴い地方交付税が 2 兆 9,514.75 億円の減額となったところであるが、これについては、平成 21 年度当初における地方財政対策に準じ、次のとおり措置することとしており、この結果、平成 21 年度の当初予算の地方交付税の総額が確保されるものであること。

- ① 地方交付税の減 2 兆 9,514.75 億円については、全額を国の一般会計からの加算により措置すること。
- ② ①の加算のうち国負担分 1 兆 4,757.375 億円については、臨時財政対策加算とすること。
- ③ ①の加算のうち 1 兆 4,757.375 億円（地方負担分）については、臨時財政対策債を発行することに代えて措置するものであることを踏まえ、平成 28 年度から平成 42 年度までの各年度の地方交付税総額から減額することとしていること。

4. 平成 21 年度普通交付税の算定方法の改正（市町村分）

(1) 基準財政需要額

<総括的事項>

平成 21 年度算定における市町村分の基準財政需要額（臨財債振替前）の総額は 23 億 5,709 億円で対前年度比 1.5%の増となっている（臨財債振替後の基準財政需要額は 21 兆 8,069 億円で対前年度比 1.2%の減）。

市町村分の基準財政需要額（臨財債振替前）が前年度に比べて増加した要因は、生活防衛のための緊急対策」に基づく 1 兆円の加算として、「地域雇用創出推進費」が創設された（5,000 億円）ことや地方団体からの意見を踏まえ、産業振興関係経費、医師確保対策、救急医療等の充実など医療・少子化対策経費並びに環境対策経費など安心・安全対策及び社会保障関係経費等の所用の経費を充実（5,000 億円）したことがあげられる。

地域雇用創出推進費は、現下の厳しい雇用失業情勢に鑑み、地方公共団体が雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施することができるよう、雇用情勢や経済・財政状況の厳しい地域に重点的に配分することとしており、配分額は市町村分が 2,500 億円となっている（道府県分は 2,500 億円）。

一方で、給与関係経費については、平成 21 年度の職員数について、「基本方針 2006」における 5 年間で 5.7%の定員純減目標に基づく純減を進めるとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、23,868 人の純減（公立保育所保育士人件費を一般行政経費から移し替えたことにより、給与関係経費としては 942 人の増）としている。また、給与単価等の積算に当たっては、平成 17 年度人事院勧告の給与構造改革と同様の見直しを順次反映させるとともに、「基本方針 2006」等に沿って、地域民間給与の更なる反映等を行っている。この結果、給与関係経費は前年度に比べ 800 億円、0.4%の減となっている。

また、投資的経費についても、国の直轄・補助事業が対前年度比マイナスになったことを反映するとともに単独事業も「基本方針 2006」における公共投資の抑制方針に沿った抑制を行った結果、前年度に比べ 7,534 億円、5.1%の減となっている。

なお、臨時財政対策債（発行可能額）について、都道府県にあつては、前年度の 1 兆 6,016 億円から 3 兆 2,355 億円に増加（+102.0%）し、市町村にあつても、1 兆 2,316 億円から 1 兆 9,132 億円に増加（+55.3%）している。都道府県の伸び率が大きいのは、平成 21 年の財源不足額の折半分について、主として法人関係税の減収により発行可能額が多額となること等を考慮し特に減少の大きい都道府県と市町村の法人関係税減収額のシェアにより按分し

ていることによるものである。

< 共通事項 >

・ 地域雇用創出推進費

「生活防衛のための緊急対策」に基づき、雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施するための特別枠「地域雇用創出推進費」として、財政投融资特別会計の金利変動準備金を活用し、平成 21 年度及び平成 22 年度に計上することとされた。

(制度創設時に予定されていた平成 22 年度分は、平成 22 年度に新たに地域活性化・雇用臨時特例費が創出されたため、計上されなかった。)

「地域雇用創出推進費」は、地方交付税の算定を通じて、雇用情勢や経済・財政状況の厳しい地域に重点的に配分することとしており、道府県分が 2,500 億円、市町村分が 2,500 億円となっている。

「地域雇用創出推進費」の算定に当たっては、人口規模のコスト差を反映(段階補正)するほか、有効求人倍率や歳入合計に占める自主財源の割合、1 人あたり県民所得等を反映している。市町村分においては、「人口」を測定単位とし、段階補正のほか歳入合計に占める自主財源の割合、納税者 1 人あたり課税対象所得及び第一次産業就業者比率を指標とした経常態容補正を適用している。また、合併市町村については旧市町村単位で算定した額を合算する合併算定替えを適用することにより財源を確保することとしている。

・ 地方再生対策費

「地方と都市の共生」の考え方の下、地域間の税源偏在の是正に取り組むとともに、地方税の偏在是正による財源を活用して、地方財政計画の歳出の特別枠として「地方再生対策費」が創出された。地方交付税の算定上は、地方交付税法を改正して、基準財政需要額の独立した臨時の算定項目として地方再生対策費を設けている。

地方再生の取り組みは、市町村が主な役割を担うものであるため、算定に当たっては市町村に重点を置くこととしている。算定額は、都道府県分が 1,500 億円、市町村分が 2,500 億円となっている。

また、「地方再生対策費」が、特に財政力の弱い地方公共団体において懸命な行政改革を行っても地方再生のための財源の確保に苦勞している実態を踏まえ、地方と都市の格差是正の観点から創設するものであるため、財政状況の厳しい地域に重点を置くこととしている。

地方再生対策費の具体的な算定方法については、地方再生が全ての地方公共団体に共通する課題であることを踏まえ、各地方公共団体の人口と面積要素で算定することを基本としつつ、人口規模のコスト差を反映するため段階補正を適用するほか、算定しようとする経費の必要性を示す指標を反映している。

市町村分においては、「人口」と「耕地及び林野の面積」を測定単位とし、測定単位「人口」には、段階補正のほか、第一次産業就業者比率及び高齢者人口比率を用いた補正を適用している。また、合併市町村については、旧市町村単位で算定した額を合算することにより合併後のまちづくり等の財源を確保することとしている。

・ 頑張る地方応援プログラム

「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置として、行政改革の実績を示す指標、農業産出額、製造品出荷額、事業所数、出生率、転入者人口、小売業年間商品販売額、若年者就業率及びごみ処理量の 9 つの指標を用いて、これらの成果指標が向上した地方公共団体に対し、その程度に応じて基準財政需要額の割増算定を行っている。また、条件不利地域への配慮として、指定都市の成果と町村の成果を同じ物差しで評価することはせず、「指定都市・中核市・特例市」、「一般市」、「町村」にグループ分けして成果を比較することを基本とするとともに、全国平均以上に歳出を削減している過疎・離島の市町村については、歳出削減比率を地域振興関係経費に反映する算定において、更なる割増算定を行っている。

平成 20 年度には、「魅力ある地方」の実現に向けた取組に関する 9 つの成果指標を用いて基準財政需要額の割増算定を行うという基本的な枠組みは変えることなく算定を行っている。「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置に関する主な算定方法の変更点は以下のとおりである。

- ① 算定に用いる成果指標のうち徴収率（行政改革の実績を示す指標）、出生率、若年者就業比率及びごみ処理量については、絶対値と変化率を併用しているが、歳出削減比率（行政改革の実績を示す指標）、農業産出額、製造品出荷額、事業所数、転入者人口及び小売業年間商品販売額の 6 つの指標については変化率のみを用いている。このような変化率のみを用いる成果指標については、割増算定額は変えずに、地方公共団体の安定的な財政運営に配慮し、算定額の激変を緩和する観点から、3 年間にわたって均等に基準財政需要額への反映を行うこととした。なお、平成 20 年度においては経過的な算定として、平成 19 年度に入手可能であった最新の統計数値によって算出した割増係数と平成 20 年度に入手可能な最新の統計数値によって算出した割増係数の単純平均により、算定に用いる割増係数を求めることとしている。

・ 新型交付税

算定方法の抜本的な簡素化を図るとともに、交付税の予見可能性を高める観点から、「国の基準づけがない、あるいは弱い行政分野」について、包括算定経費として、人口と面積を基本とした簡素な基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）を平成 19 年度から導入している。

・ 三位一体の改革への対応

三位一体の改革に対して、財政力の弱い団体から、財政力格差が更に拡大するのではないかの懸念が示されていた。こうした地方公共団体の懸念を踏まえ、税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革分について、その全額を基準財政需要額に算入するとともに、税源移譲に伴う影響額を基準財政収入額に 100%算入することとしている。税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革分の基準財政需要額の算入にあたっては、①額が小さいもの、偏在が小さいものについては、標準的な経費を単位費用に算入して算定、②額が大きいもの、偏在が大きいものについては、補正を適用することにより、国庫補助負担金の算出基礎に準じて、実績を踏まえた算定を行っており、平成 21 年度においても前年度と同様に算定することとしている。

< 個別的事項 >

① 消防費

・ 普通態容補正

平成 16 年度において、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」の廃止に伴い、この政令に基づき指定された町村以外の町村に対する行政権能差による補正を廃止し、新たに行政質量差の補正として、消防本部及び消防署を置き消防活動を行っている市町村以外の市町村に補正率を乗じていたが、平成 21 年度において、当該補正率を廃止している。

② 道路橋りょう費

・ 測定単位

平成 19 年度より、道路法第 17 条第 2 項の規定により国道又は道府県道を管理する市にあっては、当該市が管理する国道又は道府県道の面積を、測定単位の「道路の面積」に含むこととしている。

・ 投資補正

道路に関する投資的経費の動態的算定を行うための補正及び交通安全施設の整備等に要する経費の補正を適用していたが、平成 21 年度において、交通安全施設の整備等に要する経費の補正を廃止している。また、補正率を改定している。

③ 公園費

- ・投資補正

公園事業費に占める用地費のウエイトが高く、また、新規に用地を取得して事業を行うことが一般的であることから、特に地価の高い団体について土地価格比率による割増し補正を適用していたが、平成 21 年度において、当該補正を廃止している。

④ 下水道費

- ・密度補正

維持管理費は排水面積・排水人口、処理施設の種類により異なるため、排水面積・排水人口、施設種類ごとの維持管理費の差を反映する比率（維持管理費比率）を用いた密度補正を適用している。平成 20 年度においては、排水人口当たりの単価、排水面積当たりの単価、公共下水道に対する各施設の維持管理費比率について以下のとおり見直している。

「下水道費」密度単価

区 分		20 年度	21 年度
単 価	排水人口当たり	650 円／人	622 円／人
	排水面積当たり	3,963 円／千㎡	3,765 円／千㎡
需 要 額 構 成 比	排水人口分	0.50	0.50
	排水面積分	0.50	0.50

公共下水道に対する各施設の維持管理経費比率

区 分		20 年度	21 年度
農業集落排水施設	排水人口当たり	1.46	1.48
	排水面積当たり	0.40	0.40
漁業集落排水施設・ 林業集落排水施設	排水人口当たり	1.89	1.96
	排水面積当たり	0.71	0.73
簡易排水処理施設・ 小規模集合排水処理施設	排水人口当たり	2.34	2.44
	排水面積当たり	0.59	0.62
特定地域生活排水処理施設・ 個別排水処理施設	排水人口当たり	2.35	2.77

- ・投資補正

高資本費対策に必要な経費を措置するため、地方公営企業繰出基準による公費負担額の一部を算入している。

使用料対象資本費単価が 41 円／㎡以上（前年度 45 円／㎡以上）、使用料が 150 円／㎡以上の下水道事業について、使用料対象資本費単価（その額に応じた乗率を乗じて得た額）、有収水量及び使用料単価による割落率を乗じて得た額を、供用開始後 25 年までは 0.45、26 年から 30 年までは 0.09 の算入率により算入することとしている。

⑤ 小中学校費

- ・密度補正

密度補正 I において、遠距離通学児童・生徒のための通学対策として市町村が実施するスクールバス・ボートの維持管理費単価を 5,715 千円（前年度 5,745 千円）に改定している。

- ・学校数急減補正

小・中学校の統廃合に要する経費を学校の減少数を指標として算定するため、学校数急減補正の適用期間を 3 年から 5 年に延長（平成 20 年度：4 年、平成 21 年度：5 年）している。

⑥ 社会福祉費

・ 経常態容補正

経常態容補正は、「頑張る地方応援プログラム」による交付税措置として適用することとしている。

少子化対策に前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる少子化対策に関する経費について、出生率（変化率及び絶対値）を成果指標として算定している。

⑦ 保健衛生費

・ 密度補正 I

平成 21 年度において、救急医療の充実等のため、救急告示病院に係る経費を特別交付税措置から普通交付税措置へ移行することとし、救急告示病院数及び救急告示病床数に係る密度補正を追加している。

⑧ 清掃費

・ 密度補正

観光地の財政需要を反映させるため入湯客数による密度補正を行っており、平成 20 年度は 1 人当たりの単価を 5,650 円（前年度 5,760 円）としている。

・ 経常態容補正

経常態容補正は、「頑張る地方応援プログラム」による交付税措置として適用している。

循環型社会の構築に前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる廃棄物の減量化対策や分別収集経費について、1 人当たりごみ処理量（変化率及び絶対値）を成果指標として算定している。

⑨ 農業行政費

・ 経常態容補正

経常態容補正は、「頑張る地方応援プログラム」による交付税措置として適用している

地場産品の発掘・ブランド化や田舎での定住促進に前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる経営振興やふるさと担い手育成等の農業振興関係経費について、農業産出額を成果指標として算定することとしている。

なお、農業産出額の算定について、平成 21 年度は、2005 年農林業センサスによるものに改められている。

・ 農家数急減補正

農家数急減補正は、農家数が減少する団体について激変緩和措置を講じているものである。農家数急減補正は、2000 年世界農林業センサスによる農家数と 2005 年農林業センサスによる農家数を比較し、その間の減少数の一定割合を復元する算式となっており、平成 20 年度における復元率は、市町村分を 0.3（昨年度 0.5）としている。

⑩ 林野水産行政費

・ 普通態容補正 II

普通態容補正 II は、林業地域又は漁業地域としての性格が強い団体について単位当たり経費の割増しを行うものであり、林業等就業者数比率及び林野面積比率によって市町村を 5 つの級地に区分し、級地段階に応じて補正係数を定めている。

平成 21 年度においては、林野面積比率の基礎指標のうち林野の面積については 2000 年農林業センサスから 2005 年農林業センサスによるものに改めることとしている。

⑪ 商工行政費

・ 経常態容補正

経常態容補正は、「頑張る地方応援プログラム」による交付税措置として適用している。

都市と農山漁村との交流や賑わいあふれるまちづくりに前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる観光振興関係経費や中心市街地活性化等の商業振興関係経費について、小売業年間商品販売額を成果指標として算定している。

なお、平成 21 年度より、算定額の激変を緩和する観点から割増係数の算定方法を改めている。

⑫ 徴税費

・ 寒冷補正

寒冷補正は、職員の寒冷地手当に係る財政需要を算定するための給与差による補正である。平成 21 年度より、算定の簡素化の観点から廃止することとした。

・ 経常態容補正

経常態容補正は、平成 18 年度までは行革インセンティブ算定として適用していたものであるが、平成 19 年度より「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置として適用している。

単位費用で措置した「徴税強化に要する経費」については、徴税強化の取組状況によって増減する性格であることから、その 1 / 2 相当額について、①当該団体の徴収率の増減と、②当該団体の徴収率と全国平均の徴収率との差を均等に反映して算定している。

⑬ 地域振興費（人口）

・ 経常態容補正 I

経常態容補正 I は、平成 18 年度までは行革インセンティブ算定として適用していたものであるが、平成 19 年度より「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置として適用している。

単位費用で措置した「歳出削減に要する経費」については、歳出削減の取組状況によって増減する性格であることから、その 1 / 2 相当額について、歳出削減比率を成果指標として算定することとしている。

また、行革努力による地域振興への取組み強化に伴い増加する地域振興関係経費について、歳出削減比率を成果指標として算定することとしている。

なお、本年度より歳出削減比率の対象経費である「繰出金」のうち法適・法非適公営企業会計に対するもの「建設費繰出」「公債費財源繰出」については、対象から除外することとしている。

・ 経常態容補正 II

経常態容補正 II は、「頑張る地方応援プログラム」による交付税措置として適用している。

企業誘致や定住促進等の地域振興に前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる地域振興関係経費について、①製造品出荷額、②事業所数、③若年者就業率（変化率及び絶対値）及び④転入者人口を成果指標として算定することとしている。

⑭ 地方再生対策費

【測定単位：人口】

・ 経常態容補正

地方再生対策費で算定しようとする経費の必要性を示す指標を反映するため、経

常態容補正を適用することとしている。

・測定単位

測定単位は、2005 年農林業センサスにおける田の面積、畑の面積及び樹園地の面積並びに林野面積（公有及び私有の合計面積）の合計数である。

⑮ 地域雇用創出推進費

【測定単位：人口】

・経常態容補正

地域雇用創出推進費で算定しようとする経費の必要性を示す歳入合計に占める自主財源の割合、納税者 1 人あたり課税対象所得及び第一次産業就業者比率といった指標を反映するため、経常態容補正を適用することとしている。

⑯ 包括算定経費

【測定単位・人口】

・段階補正

人口規模のコスト差を反映するため、包括算定経費（人口）に段階補正を適用している。

【測定単位・面積】

・種別補正

土地利用形態のコスト差を反映するため、包括算定経費（面積）に種別補正を適用することとしている。

(2) 基準財政収入額

① 市町村民税（所得割）

税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないよう、平成 19 年度以降、当分の間の措置として、個人住民税のうち所得税から税源移譲に伴う影響額を基準財政収入額に 100%算入している。算入方法としては、税源移譲後の個人住民税の収入見込額の 75%相当額に税源移譲に伴う影響額の 25%相当額を加算するものであり、なお、これまでは市町村により所得税の納税義務のない者の数の把握方法が異なることを考慮して、あるべき納税義務者数として理論納税義務者数という概念をもちいてきたところであるが、平成 21 年度より前年度の納税義務者数を用いることとする見直しを行っている。

また、平成 20 年度に引き続き住宅借入金等特別税額控除見込額を算定に反映することとしている。

② 市町村民税（法人税割）

地方財政計画に合わせつける乗率 α は、指定都市及びその他の市町村は 0.79 としている。

③ 地方特例交付金

・児童手当特例交付金

平成 18 年度及び平成 19 年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために交付されるものであり、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全地方団体が交付対象である。

なお、基準財政収入額においては、その 100%の額を算入する。

(参考)

・平成 18 年度拡充分

支給対象年齢を「小学校第 3 学年修了まで」から「小学校修了まで」に引き上げるとともに、支給対象児童の扶養者の所得制限を緩和

- ・平成 19 年度拡充分

- 3 歳未満児童のうち第 1 子及び第 2 子に係る児童手当の額を 5 千円 (5 千円→1 万円) 引き上げ

- ・減収補てん特例交付金

- 平成 18 年度の税制改正により、住宅借入金等特別税額控除の既適用者（平成 11 年度から 18 年度までの入居者）について、所得税から住民税への税源移譲により所得税で控除しきれない税額控除額を住民税から控除することとなったことに伴い地方団体に生じる減収を補てんするために交付されるものであり、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全地方団体が交付対象である。

- また、平成 21 年度の税制改正により、自動車重量税の減税と併せて、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率引き下げ等の特例措置の拡充が行われ、市町村においては、後年度を含めて概ね 3,000 億円の減収が見込まれた。これまで地方税のグリーン化税制による減収については特段の補てん措置が講じられていなかったが、

- ①道路特定財源の一般財源化の一環として行われる減税が、従来の道路特定財源の国・地方の配分に比して、著しく地方、特に市町村財政に大きな影響を与えること。

- ②道路特定財源の一般財源化に関する閣議決定の趣旨

- を踏まえ、減収額の 2 分の 1 について、平成 21 年度から平成 23 年度までの間において、各年度 500 億円を交付することとされた。交付に当たっては、自動車取得税交付金の減収見込み額を基礎として交付することとしている。

- ④ 特別交付金

- 恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんする減税補てん特例交付金が平成 18 年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として平成 21 年度まで交付されるものであり、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全地方団体が交付対象である。

- なお、基準財政収入額においては、その 75%の額を算入する。